

# 2020年度 ニプログループ 英国現代奴隷法に関する声明

ニプロ株式会社(以下「当社」)は、英国現代奴隷法第54条に基づき、当社及びその関係会社(以下「ニプログループ」)並びにサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引を防止するための取り組みにつき、以下のとおり公表します。

## 1. ニプログループについて

●1954年に日本で設立された当社は、ニプログループの親会社であり、医療機器事業・医薬事業・ファーマパッケージング事業を主な事業とし、世界58ヶ国 215拠点、連結従業員約3万4千人を擁し事業活動を行っています。(2020年12月末現在)

●企業・事業の概要については、以下のWEBサイトをご参照下さい。

URL: <http://www.nipro.co.jp/>

## 2. 人権尊重に関する基本方針

●ニプログループの経営理念

「未来に向かって、世界の人々の健康を支え、医療ニーズに応える商品、技術及び事業の創造革新を行い、社会に貢献し、自己実現を図る」

●人権尊重等に関する基本的考え方

ニプログループは、様々な国や地域に根ざして、その国や地域で生活する人々の健康を支え、医療ニーズに応える商品やサービスを提供し、技術や事業を創造することを経営の根幹に置いています。

ニプログループの従業員、供給先、調達先及びこれらと雇用関係にある組織の従業員、その他これら事業活動に関わる多くの人々の人権を尊重するとともに、就業環境や安全衛生等に最大限配慮することが企業の社会的責任の一つであると認識し、真摯に事業活動に邁進しています。

●具体的な施策

経営の健全性、透明性及び業務執行の適切性を高め、上記のような企業の社会的責任を構成員が強く自覚し、具体的な行動における考え方の指針となるよう、企業倫理、コンプライアンス順守のための行動ポリシーとして体系化した「ニプロ・コード・オブ・プラクティス」を制定し、運用しています。

●サプライチェーンに対する当社方針の順守

ニプログループは、コントラクターやサプライヤーを含む様々なパートナーと共に事業活動を行っています。調達活動においては、当社人権方針の尊重を含む、ニプロ・コード・オブ・プラクティスに定める調達倫理に従うよう努めています。

## 3. デュー・デリジェンス

●ニプログループでは、新規の取引に際しては、相手方の人権尊重を含むコンプライアンス方針の策定や運用状況等を注視し、当社ポリシーに相容れない考え方を持っていたり、人権軽視の徴候の見える相手方に対しては、取引の開始を拒絶しています。

●また、既存の取引先において、奴隷労働や人身売買等に近似するような事実が確認された場合には、これらの事実に関する詳細の報告を求め、改善措置の実施及び再発防止策の徹底を確約する

書面が提出され、かつこれらが誠実に実行されない限り、取引停止を含む強硬な対応で臨むこととして  
ています。

#### 4. リスクの評価及び管理

- ニプログループでは、奴隷労働や人身売買等を含む法令・企業倫理違反に関する事象が生じた場合の通告を国内外の拠点から定時または随時に求めるための委員会組織を設置し運用しています。
- 委員会は、社内外からの通報、相談にも応じることのできるホットラインを設置し、違反事案の情報収集体制を整備しているほか、委員会が重大なリスクとして評価、認識した事案に対して、事実確認、調査、原因究明、再発防止のための措置が講じられるよう社内規定を整備し、モニタリングとリスク回避のための体制の整備に努めています。

#### 5. 教育及び研修

- ニプログループでは、新入社員研修や管理・監督職研修といった階層別の社内研修等を行っており2020年度はWebでの研修を中心に行い対面での研修に比べ、より多くの受講を可能にしました。今後も、人権啓発を含むコンプライアンス意識の高揚を目的とした教育の機会の提供に努めています。

●ニプログループ従業員全員に「ニプロ・コード・オブ・プラクティス」をデジタルブックにまとめ、グループウェア上にアップし周知徹底を図り、いつでも反復・確認できる環境を整えています。

#### 6. 今後の取組み

ニプログループは、自社とサプライチェーンを含む多くのステークホルダーとの緊密かつ適切な関係を構築、維持していくため、両者における現代奴隷と人身売買等に関する評価の高度化について、今後も推進してまいります。

また、リスクの評価方法やモニタリングの手法等を適宜見直し、適切な指標の策定と運用に努めてまいります。

各種法令の改正にあわせ、「ニプロ・コード・オブ・プラクティス」の随時改定いたします。

2021年 9月

ニプロ株式会社  
取締役  
総務人事本部長

中村 秀人